

文部科学省退職者(元共済組合員)のみなさまへ

団体傷害保険

出向・退職者
プラン

この商品は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセット、団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・介護一時金支払特約・認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)支払特約^(※)等の各種特約をセットしたものです。

(※)「認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)」を「軽度認知障害等一時金支払特約」にセットすることで補償範囲を認知症に限定しています。

備えてきた安心を、
これからも…

現役プランからの
割引率がそのまま!

個人で加入するよりも保険料がお得

安心して
出向・退職後も
継続いただけます。

※(1-大口割引10%)×
(1-過去の損害率による割引15%)×
(1-団体割引30%) (ケガの補償の場合)

団体割引[※]
約 **46%**
適用

『団体傷害保険(出向・退職者プラン)』は、
出向・退職後も**続けて**
加入できる保険です!

ご本人だけでなく
ご家族も**更新**できます。

ご両親 兄弟姉妹 配偶者 ※ご家族だけでは更新できません。

申込締切日

2026年 **10月30日** 金

保険期間

2026年 12月1日(午後4時) ▶ 2027年 12月1日(午後4時)

〔取扱代理店〕

株式会社第一成和事務所

『団体傷害保険(出向・退職者プラン)』は、 出向・退職後も日常生活の危険を補償します。

ケガの補償

転倒し、骨折した。

保険金お支払い額の例

30,000円

(A1～A4コース、通院10日、外来の手術の場合)



自動車と接触して
入院した。

保険金お支払い額の例

120,000円

(AA1～AA4コース、入院10日、入院中の手術の場合)



急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*をされた場合に、保険金をお支払いします。 **国内・国外とも補償**

■ケガによる死亡・後遺障害・入院・通院を補償します。 ■O-157などの特定感染症による後遺障害・入院・通院等も補償します。

※地震・噴火またはこれらによる津波でのケガも補償します。

※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

携行品損害の補償

旅行中にカメラを落として破損した。



保険金お支払い額の例 **47,000円**

(修理費5万円 - 自己負担額3千円)

携行品が偶然な事故により損害が生じた場合にお支払いします。



※自己負担額1事故につき3,000円

※自動車、自転車、サーフボード、釣具、携帯電話、パソコンなどは対象となりません。

賠償責任の補償

自転車で通行人に衝突し、
ケガをさせた。



保険金お支払い額の例 **4,750,000円**

(A2.A4.AA2.AA4コース、賠償額475万円の場合)

他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊した等によって負担する法律上の損害賠償金や費用(訴訟費用等)をお支払いします。

水トラブルで階下に漏水 飼い犬が隣人を噛んだ など

■自己負担額なし、示談交渉サービス(日本国内のみ)、同居のご家族の事故も補償

弁護士費用の補償

SNS上でいわれもない誹謗中傷に会い、
精神的苦痛を受けた。



保険金お支払い額の例 **369,000円**

(弁護士委任費用40万円 - 自己負担額10%)
(法律相談費用1万円 - 自己負担額1千円)

人格権侵害や被害事故に関するトラブル、遺産分割調停・離婚調停などに対応するための弁護士費用をお支払いします。

(A3.A4.AA3.AA4コース)

いじめ ストーカー インターネット詐欺 など

オプション

病気の補償

がんを発症し、
入院中に手術を行った。

保険金お支払い額の例 **1,350,000円**

(S2コース、がんと診断、入院15日、入院中の手術の場合)



■疾病を被り入院を開始した場合や所定の手術を受けた場合、先進医療を受けた場合に、保険金をお支払いします。

■三大疾病となり、下記の状態となった場合に100万円をお支払いします。

がん(悪性新生物)

- 初めてがんが診断確定された場合
- がんが完治した後、初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合
- 新たながんが生じたと診断確定された場合

急性心筋こうそく

急性心筋こうそく(再発性心筋こうそくを含みます。)により入院した場合

脳卒中

脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)により入院した場合

介護の補償

生活をするうえで
見守りや介助が必要となり、
要介護2の認定を受けた。

保険金お支払い額の例 **300万円**

(N1コース)



■公的介護保険制度における要介護2から5までに該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態*となり、90日を超えて継続した場合に300万円をお支払いします。

■認知症と診断確定されたとき、一時金300万円をお支払いします。

※損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

保険金額・保険料

ご加入コース 保険期間1年		A1	A2	A3	A4	AA1	AA2	AA3	AA4
ケガ の補償 ^{※1}	死亡・後遺障害	300万円				600万円			
	入院保険金日額	3,000円				6,000円			
	手術保険金	入院中の手術:3万円 外来の手術:1.5万円				入院中の手術:6万円 外来の手術:3万円			
	通院保険金日額	1,500円				3,000円			
携行品損害の補償 携行品損害(自己負担額1事故につき3,000円)		10万円(期間中限度額)				20万円(期間中限度額)			
賠償責任の補償 個人賠償責任補償特約		—	3億円	—	3億円	—	3億円	—	3億円
弁護士費用 の補償 ^{※2 ※3} 弁護の5から	弁護士委任費用 (自己負担割合10%)	—	—	通算300万円限度		—	—	通算300万円限度	
	法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	—	—	通算10万円限度		—	—	通算10万円限度	
一時払保険料		8,260円	9,520円	13,890円	15,150円	16,260円	17,520円	21,890円	23,150円

病気の補償、介護の補償は、新たにご加入いただくことはできません。既にご加入いただいている被保険者のみ継続いただけます。
 また、A1～AA4コースのどれかにご加入いただかないと、病気の補償、介護の補償は継続してご加入いただけません。

※現役の旧プラン(ケガの補償[P0～P6コース]と病気・介護の補償にご加入の方)から出向・退職者プランへ移行し、病気・介護の補償を継続される場合は、「健康状態に関する告知書」のご提出が必要です。

ご加入コース		満年齢	
		S1	S2
病気の補償 ^{※5 ※6} 免責入院日数／なし(0日)、 入院支払限度日数／180日、保険期間1年、 手術保険金倍率変更特約・重大手術保険金倍率変更特約セット	疾病入院保険金日額	5,000円	10,000円
	疾病手術保険金	【重大手術の場合】 入院保険金日額の 40倍 【重大手術以外の場合】 入院中の手術:入院保険金日額の 20倍 外来の手術:入院保険金日額の 5倍	
	先進医療等費用	500万円までの実費	
	三大疾病診断保険金	100万円	
		一時払保険料 (年齢区分 12月1日時点※)	
		50～54歳	20,590円
		55～59歳	30,690円
		60～64歳	43,360円
		65～69歳	61,750円
		70～74歳	90,760円
		75～79歳	120,150円

- 現役の旧プランで病気の補償にご加入の方で、継続してご加入いただける方の年齢制限(12月1日時点)5歳から69歳(満年齢)
- 自動継続時の年齢によるコース制限(12月1日時点) ご加入コースS1…89歳(満年齢)まで ご加入コースS2…69歳(満年齢)まで。70歳(満年齢)以降はS1に移行

ご加入コース		N1
介護の補償 ^{※5 ※6} 介護一時金 認知症一時金 ^{※7}	介護一時金	300万円
	認知症一時金 ^{※7}	300万円
		一時払保険料 (年齢区分 12月1日時点※)
		50～54歳
		55～59歳
		60～64歳
		65～69歳
		70～74歳
		75～79歳

- 現役の旧プランで介護の補償にご加入の方で、継続してご加入いただける方の年齢制限(12月1日時点)0歳から79歳(満年齢)
- 自動継続加入の年齢制限(12月1日時点) 89歳まで(満年齢)

※ 年齢区分は、被保険者の2026年12月1日時点の満年齢が基準となります。

保険料表に記載のない年齢区分の保険料および詳細な補償内容については、詳細版パンフレットをご確認ください。

※1「ケガの補償」は、天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払い変更に関する特約がセットされています。
 ※2 弁護士費用の補償があるA3・A4・AA3・AA4コースは、12月1日時点で満18才未満の未成年者を被保険者に指定できません。
 ※3 弁護士費用の補償のうち、被害事故、借地または借家、人格権侵害のトラブルは被保険者ご本人だけではなくお子さま^{※4}も対象となります。
 ※4 被保険者が親権を有する未成年の子
 ※5 (病気の補償)(介護の補償)新・団体医療保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となり、所得税と住民税が軽減されます。なお、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください(2026年6月現在)。
 ※6 (病気の補償)(介護の補償)新・団体医療保険
 (注1)保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
 (注2)ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 ※7 「医療保険基本特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)支払特約セット団体総合保険^{※8}」です。
 ※8 「認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)」を「軽度認知障害等一時金支払特約」にセットすることで補償範囲を認知症に限定しています。

事故時の対応方法のご案内

万が一の事故の際は、第一成和事務所の事故専用ダイヤルまでご連絡ください。
「団体傷害保険事故通知専用サイト」からも受け付けております。

第一成和事務所 事故専用ダイヤル
0120-772-831

受付時間：平日 9:00～17:30
(土日、祝日、12月29日～1月4日を除く)

団体傷害保険事故通知専用サイト
<https://www.d-seiwa.co.jp/form/>



第一成和 団体傷害保険 事故報告 検索

■専用サイト 事故受付画面イメージ

団体傷害保険 事故登録フォーム

事故の通知

お手持の保険証カードでご自身の加入内容をご確認のうえ、通知する事故をお選びください。
※通知する事故が2つ以上ある場合は、それぞれの補償区分ごとに入力、送信をお願いいたします。
※ご入力いただいた事故報告情報は保険会社と共有いたします。

通知する事故		基本補償
☐ ケガ		
☐ 遺失品		
☐ 賠償責任		
☐ 盗難		
		オプション

ホールインワン・アルバトロス※、弁護士費用、介護費用
につきましては、第一成和事務所までご連絡ください。
※ホールインワン・アルバトロスは、2025年12月1日以降の新規加入はできません。

トップページへ戻る

通知する事故を
選んでクリック

団体傷害保険 事故登録フォーム

【ケガの補償事故】

入力 > 確認 > 完了

加入職員について教えてください

項目	姓	例) 文相	名	例) 一郎
お名前	セイ	例) モンカ	メイ	例) イチロウ

所属機関名

※連絡者の方は「連絡団体」を選択してください。

ご連絡者の情報をご入力ください

項目	加入職員との関係
加入職員との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子供 ☐ その他

ご連絡者のお名前

姓	例) 文相	名	例) 一郎
セイ	例) モンカ	メイ	例) イチロウ

ご連絡先電話番号

() - -

※日中のご連絡可能な電話番号を必ずお入力ください。

必要事項を
入力して送信を
クリック

事故受付のWEB画面は変更となる場合がございます。その場合は画面の指示に従い、お手続きを進めてください。



この【ダイジェスト版】パンフレットは、
概要を説明したものです。

詳しい内容については、
団体傷害保険専用HPに掲載しております【詳細版】パンフレットをご確認いただくか、
取扱代理店までお問い合わせください。

団体傷害保険専用HP
<https://www.d-seiwa.co.jp/mext/data/index.php>



第一成和 団体傷害保険

検索

●後日お送りするご加入内容のお知らせは大切に保管してください。また、3か月を経過してもご加入内容のお知らせが届かない場合は、第一成和事務所までご照会ください。

補償内容・各種手続きに関してのご相談窓口

■取扱代理店

株式会社第一成和事務所（指定代理店）

〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3 Daiwa日本橋馬喰町ビル3階

お問合せダイヤル：**0120-100-492** 受付時間：平日 9:00～17:30
事故専用ダイヤル：**0120-772-831**

■取扱代理店

株式会社潮見サービス

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-38第5東ビル902

TEL：**03-5822-5651** 受付時間：平日 9:00～17:00
FAX：03-5822-5652

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（幹事） 公務文教営業部 文教室

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL：050-3808-5536 受付時間：平日 9:00～17:00

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）